

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 28 号

函館市民体育館条例の一部改正について

函館市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市民体育館条例の一部を改正する条例

函館市民体育館条例（昭和 49 年函館市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

	小学生・中学生	60	60	60	市内の学校に在学する者または市外の学校に在学する者で市内に居住するものが、土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季、冬季、学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。）に使用する場合は、無料とする。
	スポーツサウナ室	2時間		600円	トレーニング室等の一つの時間区分の使用を含む。

	小学生・中学生	60	60	60	市内の学校に在学する者または市外の学校に在学する者で市内に居住するものが、土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日ならびに市立小学校および市立中学校の夏季、冬季、学年末および学年始における休業日に当たる日を除く。）に使用する場合は、無料とする。
--	---------	----	----	----	--

改め、同表備考第 6 項中「競技場，体育室およびトレーニング室に限り」

を削る。

別表第2中

	小学生・中学生	600円		
	スポーツサウナ室	6,000円	トレーニング室等の一つの時間区分（別表第1による一つの時間区分をいう。以下同じ。）の使用を含む。	を

	小学生・中学生	600円		に
--	---------	------	--	---

改め、同表備考を次のように改める。

備考 回数券は、1枚につき、一つの時間区分の1回の使用をすることのできる使用券11枚をつづつたものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「、トレーニング室およびスポーツサウナ室」を「およびトレーニング室」に改める。

第4条第2項第6号中「のうち競技場、体育室およびトレーニング室」を削る。

（提案理由）

スポーツサウナ室を廃止するため